第十一条の九の前の見出しを削り、同条を第十一条の十一とし、同条の前に見出しとして「（農地利用集積円滑化事業規程）」を付する。

第十一条の八の次に次の二条及び節名を加える。

（改善命令）

第十一条の九　農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十一条の十　農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　支援法人が第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。

二　支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節　農地利用集積円滑化団体

第三章の章名を次のように改める。

第三章　農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第十二条の前に次の節名を付する。

第一節　農業経営改善計画

第十四条から第十六条までを削る。

第十三条の二第一項中「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、「認定農業者」の下に「又は認定就農者」を加え、同条第二項及び第五項中「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第六項中「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、「認定農業者」の下に「又は認定就農者」を加え、第三章中同条を第十六条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「、認定農業者」の下に「若しくは認定就農者」を、「勘案して認定農業者」の下に「又は認定就農者」を加え、同条第二項中「農地保有合理化事業又は」を削り、「農地利用集積円滑化事業」の下に「又は農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合に限る。）若しくは農地中間管理機構が行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業」を加え、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）の」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を」を「農地利用集積円滑化団体等を」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の二第二項中「第十四条」を「次条」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条、一節及び節名を加える。

（農地法の特例）

第十四条　関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては、チに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、チに掲げる者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）」とする。

（資金の貸付け）

第十四条の二　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

（研修の実施等）

第十四条の三　国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第二節　青年等就農計画

（青年等就農計画の認定）

第十四条の四　同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

二　農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三　前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四　第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

五　その他農林水産省令で定める事項

3　同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本構想に照らし適切なものであること。

二　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（青年等就農計画の変更等）

第十四条の五　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2　同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（公庫が行う貸付け）

第十四条の六　公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

二　認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。